

一般社団法人 日本義肢装具士協会
役員選挙規定

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第26条1項～4項及び定款細則Iに基づき役員の選出に関する事項をこの規定に定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 会長は選挙管理委員若干名を委託し、選挙管理委員会を組織する

2 選挙管理委員会は会長の命により選挙に関する事務的处理を行う。

第3章 役員選挙

(定義)

第3条 この規程にいう役員とは、定款25条に定めるものをいう。

(理事及び監事選出の方法)

第4条 理事及び監事の選出は、以下の各号による。

- (1) 理事会は自薦及び他薦によって候補者を募る。
- (2) 理事会は、候補者名簿を公示する。
- (3) 理事及び監事選挙は正会員によって行われる。
- (4) 理事会から公示された候補者名簿に基づき、定数の理事及び監事を選出する。
- (5) 候補者が最大定数以内のときは、信任投票を実施し投票数の過半数で信任とする。
- (6) 候補者が最大定数を超えたときは選挙を実施し得票順に、上位から最大定数まで順次当選とする。ただし最下位に同点者がある場合は、年長順に当選とする。
- (7) 辞任によって定款第25条の役員定数を下回り、補欠選挙を行う必要が生じた場合、その方法については理事会にて随時検討する。

(会長選出の方法)

第5条 会長の選出は、以下の各号による

- (1) 改選された理事会は、理事の中から会長を決定する

(副会長選出の方法)

第6条 副会長の選出は、以下の各号による

- (1) 第5条により決定した会長は、理事の中から副会長を指名し、理事会の

承認により決定する。

(常任理事選出の方法)

第7条 常任理事の選出は、以下の各号による

- (1) 第5条により決定した会長は、理事の中から常任理事を指名し、理事会の承認により決定する。

(事務局長選出の方法)

第8条 事務局長の選出は、以下の各号による

- (1) 会長は事務局長を指名し、理事会の承認により決定する。

第4章 雑則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による

(附則)

1. この規程は、平成26年1月25日より施行する。
2. この規程の一部改定（第4条（7））は、平成26年6月8日より施行する。